

●志津川淡水漁業協同組合からのお知らせ●

アユ漁の解禁を迎えました！

当組合では、毎年7月1日から10月31日までの期間にアユ漁を解禁しております。今年度も事前にアユの放射能測定検査を行い、放射性物質は検出されませんでしたので、予定通り7月1日(水)にアユ漁を解禁致しました。今後も毎月放射能検査を行う予定であり、放射能測定結果は当組合のフェイスブックで随時報告します。また、釣りをする際は遊漁券をマルカノー釣具店にてお求めください。アユは独特の香気を味わえることから香魚とも言われております。この夏はぜひアユ釣りを楽しんでみてはいかがでしょうか。



- ◇遊漁券販売店 マルカノー釣具店(薬王堂向かい) ☎46-3421
- ◇漁業権区域

八幡川	水門から入谷岩沢橋まで及び秋目川砂防堰堤まで
水尻川	水門から水尻川と入大船川の合流点まで及び入大船正鵠の森東屋前まで

◇遊漁券金額

	1日券	1年券	アユ年券
大人	500円	3,000円	2,000円
子供(中学生以下)	100円	500円	—
備考	対象魚種全種	対象魚種全種	アユのみ対象

◇遊漁期間及び漁法

対象魚種	期間	漁法
アユ	7月1日～10月31日	釣り
イwana・ヤマメ	3月1日～9月30日	
カジカ・オイカワ・ウナギ	1月1日～12月31日	



問い合わせ 志津川淡水漁業協同組合事務局(産業振興課内) ☎46-1378
facebook <https://www.facebook.com/shizugawatansui>

有害鳥獣被害防止柵の補助制度について

最近、町内では日本鹿等の目撃が増え、野生動物による農作物被害が増加しております。このことから、町では農家のみなさんが電気柵や金網フェンス、ワイヤーメッシュ等の防止柵を設置された場合、一定額を補助する有害鳥獣被害防止対策事業を創設しました。対象者や補助金額、手続き等は、次のとおりです。なお、予算に限りがありますので、申込者多数の時は対応できない場合があります。

- ◇対象者
 - (1) 町内に農地、農業施設等を所有する方で、その農地等に防止柵を設置する農家
 - (2) 前述の農家が、3戸以上でグループを構成して、南三陸町内の農地等で防止柵を設置する場合の代表者

- ◇補助金額
 - ・(1)の場合は、補助対象経費の2分の1か10万円のいずれか低い額。
 - ・(2)の場合は、補助対象経費の3分の2か20万円のいずれか低い額。

- ◇対象となる防止柵
 - ・電線、支柱、リング碍子、バッテリー等を一式とする電気柵。
 - ・金網フェンス及びワイヤーメッシュ並びに設置に係る杭、支柱。
 - ・鳥獣防護ネット等及び設置に係る杭、支柱。

- ◇申請手続き

交付申請書に、設置場所図面や範囲・構造の分かる書類、購入予定資材見積書等を添えて産業振興課へ提出。
※電気柵を設置する際は、危険である旨の表示や感電防止のための適切な措置を講じてください。



問い合わせ 産業振興課農林業振興係 ☎46-1378

皆様のご意見をお寄せください

パブリックコメントを実施します

パブリックコメントは、町の基本的な政策などの意思決定の際に、広く町民の皆さんが意見を述べられる場を設け、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。
町では、次の案件について町民皆さんのご意見を募集します。

南三陸町個人情報保護条例の一部改正(案)に対する意見の募集

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」)の施行に伴い、個人番号の付番及び通知が平成27年10月から、個人番号の利用が平成28年1月から開始されます。これに先立ち、個人番号をその内容に含む個人情報の保護措置等について条例で定めるため、町では、南三陸町個人情報保護条例の一部改正を予定しています。

今回の一部改正は、番号法第29条及び第30条の規定の趣旨を踏まえて条例規定の整備を行うとともに、これまでの町個人情報保護条例における個人情報の保護措置等との間の整合性を保つために必要な規定の整備を行うものであり、議会の議決を経た後、番号法の施行にあわせて施行することを予定します。

意見の提出方法等

- ◆意見を募集する期間 7月27日(月)から8月14日(金)まで(必着)
- ◆関係資料の公表場所 総務課、町ホームページ
- ◆意見の提出方法 規定の用紙に意見提出者の氏名、住所等を明記し、担当課あてに郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。
※電話や口頭による意見提出はできません。
※意見提出用紙は、町ホームページからダウンロードできます。
- ◆問い合わせ 総務課総務法令係 ☎46-1370 FAX 46-5348
電子メール soumu@town.minamisanriku.miyagi.jp

犬の登録について

一飼い犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です

犬を飼っている方は、住んでいる市区町村に犬の登録を行わなければなりません。登録は1頭の犬につき、基本的に生涯1回ですが、引っ越しをした場合や所有者を変更した場合、死亡した場合は届け出が必要です。

また、年1回の狂犬病予防注射の接種も義務付けられています。町では毎年4月に集合注射を実施していますが、動物病院で予防注射を受けた場合は、役場にて注射済票の交付を受けてください。犬の登録等に係る手数料は次のとおりです。

犬の登録	注射済票の交付	鑑札の再交付	注射済票の再交付
3,000円	550円	1,600円	340円

※鑑札や注射済票は、必ず犬の首輪に装着しましょう。

犬の登録やその他の届け出が済んでいない方は、環境対策課または歌津総合支所町民福祉課で手続きを行ってください。



犬を飼っている方々へ

飼っている犬が散歩中にフンをしてしまった場合、飼い主の方が責任を持ってフンの処理をしなければなりません。フンの処理を行わないと地域の方々への迷惑となり、公害となる可能性があります。ルールを守って正しく生活しましょう。

問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528